審査基準整理票		
処分名 モノフルオール酢酸の塩類を含有する製剤を使用して野ねずみの駆除をする者を実地に指導する者の指定		
毒物及び劇物取締法施行令 261 号)	的(昭和30年政令第	(条項)第13条第1号ロ、 チ
毒物及び劇物取締法施行令 261 号)	的(昭和30年政令第	(条項)第13条第1号ロ、 チ
大津市保健所 保健総務語	果 医事薬事係	
7 日	法定処理期間	一 日
・掲載図書等【 ・内容 ■全部記載 □一部・項目のみ記載 過去に申請実績がなく、将来的にも見込みのないものであることから、あらかじめ基準を設定することが困難であり、その都度個別に審査するものとする。		
	モノフルオール酢酸の塩素 る者を実地に指導する者の 毒物及び劇物取締法施行会 261号) 毒物及び劇物取締法施行会 261号) 大津市保健所 保健総務部 7日 文書の名称【 掲載図書等【 内容 ■全部記載 □・ 續がなく、将来的にも見込る	モノフルオール酢酸の塩類を含有する製剤を使る者を実地に指導する者の指定 毒物及び劇物取締法施行令(昭和30年政令第261号) 毒物及び劇物取締法施行令(昭和30年政令第261号) 大津市保健所 保健総務課 医事薬事係 7日 法定処理期間 文書の名称【 掲載図書等【 内容 ■全部記載 □一部・項目のみ記載 績がなく、将来的にも見込みのないものであるこ

参考

[根拠法令等]

毒物及び劇物取締法施行令

(使用方法)

- 第 13 条 モノフルオール酢酸の塩類を含有する製剤を使用して野ねずみの駆除を行う場合 には、次の各号に定める基準によらなければならない。
 - (1) 次に掲げる者の実地の指導の下に行うこと。

イの略

ロ 法第8条に規定する毒物劇物取扱責任者の資格を有する者であって、都道府県知事 の指定を受けたもの

ハ~ト 略

チ 農業協同組合、農業共済組合、森林組合又は生産森林組合の技術職員であって、都 道府県知事の指定を受けたもの

(2)及び(3) 略

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等 の縦覧をもって代えることができる。